

# SAGA2024 国スポ高等学校野球（硬式）競技会入場券販売業務仕様書

## 1 件名

SAGA2024 国スポ高等学校野球（硬式）競技会入場券販売業務委託

## 2 目的

SAGA2024 佐賀市実行委員会（以下、「委託者」という。）が主催するSAGA2024 国スポ高等学校野球（硬式）競技会（以下、「競技会」という。）において、観戦希望者への入場券を円滑に販売し、幅広い方法で購入の機会を提供する。

## 3 契約期間

契約締結日～令和6年12月13日（金）

## 4 業務内容

- ・受託者は計画量に沿って入場券を製作し、受託者のシステム等を用いて入場券の申込受付・販売及び発券を行う。
- ・競技会の中止が決定した場合は、購入者に対し中止決定時に既に販売した入場券の払い戻し業務を行う。
- ・荒天等により、10月8日（火）に順延が決定した場合、受託者は委託者からの連絡を受け、ただちに10月8日（火）の入場券の販売を開始する。

## 5 名称、開催日等

名称	SAGA2024 国スポ高等学校野球（硬式）競技会			
競技会場	さがみどりの森球場（佐賀市久保田町大字徳万1897）			
開催日等	令和5年10月6日（日）～10月9日（水）			
	10月6日（日）	10月7日（月）	10月8日（火）	10月9日（水）
	1回戦	準決勝	休養日	決勝
	4試合	2試合	—	1試合

※荒天等により、10月6日（日）、10月7日（月）の試合が中止となった場合、10月8日（火）に順延する可能性がある。

## 6 中止時の対応

10月6日（日）又は10月7日（月）が中止となった場合は10月8日（火）が競技日となるため、中止日分は払い戻しを行い、委託者の指示により直ちに競技日分の入場券を販売する。なお、販売開始時間等は委託者と受託者の双方協議の上、決定する。

## 7 入場券の種類

入場券は電子チケットと紙チケットの併用とする。券面の印字内容について、印字可能文字数の範囲内で委託者の指定する内容を印字できること。

※日ごと（日付指定）の入場券（試合ごとではない）を販売する。

※日付指定のため、入場券は当日のみ有効とし、中止日は払い戻しをする。

※入場時に電子及び紙の入場券による入場者数を集計する。

※再入場、一時退場の把握ができる手段を用意する。

## 8 入場料金

入 場 料 金		
一 般	高校生以下	車いす使用者
600円	300円	300円 (※介助者1名無料)

## 9 入場券販売期間

令和6年9月の委託者が指定する日時から競技最終日の委託者が指定する時間までとする。ただし、販売予定枚数に達した場合は販売終了とする。

## 10 入場券販売予定枚数

大会期間中の入場券販売予定枚数は以下の数量とする。また、販売可能枚数は、双方協議の上、決定する。

種類	予定数量
一般	19,482枚
高校生以下	8,333枚
車いす席	15枚

(参考：さがみどりの森球場最大収容人数16,500人、紙チケットと電子チケットの 想定割合は5:5とする)

## 11 座席

全席前売りとし、内野は指定席（購入時に座席選択または自動配席を購入者が選べること）、外野は自由席とする。ただし、車いす席については双方協議の上、決定する。

## 12 入場者数の把握

リアルタイムでの電子及び紙チケット双方の入場者数の把握及び集計ができる手段を用意すること。把握及び集計の方法は、QRコード等を使用した読取り機器（40台を想定）を用いたものや、数取り機を用いた人手によるもの（6名を想定）等とする。なお、機器を使用する場合は事前に動作確認が行えるようにし、運営上必要とする物品（充電器等）は、受託者が全て用意

すること。また、数取り機を用いる場合は、人員、必要物品、その他人員派遣に係る費用の全てを含めて用意し、その費用は単価の設定をした上で「入場者の把握・集計に係る費用」に含めるものとする。

### 13 一時退場、再入場の対応

一時退場、再入場の際に、不正入場を防ぐ対策を用意すること。対策方法として、QRコード等を使用した読取り機器を用いたものや、リストバンドによる入場者の識別等とする。なお、機器を使用する場合や、リストバンド等を用いる場合は、物品の用意等まで行い、1個あたりの単価の設定した上で「入場者の一時退場・再入場の把握に係る費用」に含めるものとする。（機器等：40台を想定、リストバンド：27,830個を想定 ※販売枚数により増減する）

### 14 販売方法

#### (1) システム

受託者のシステム等を用いて販売を行うこと。

#### (2) 方法

ア 受託者は、専用WEBページで入場券の申込受付及び販売を行うこと。なお、抽選ではなく、先着順販売とする。また、上記とは別にコンビニエンスストア店頭端末での販売を行うこと。

イ 専用WEBページからの申込については、1回の申込につき最大5枚までとし、申込回数は入場券販売期間内に最大4回まで申込が可能とすること。

ウ 購入方法は、WEB購入又はコンビニエンスストア店頭端末での購入とし、クレジットカード決済、現金払い等の多様な支払い方法を選択できること。

エ 購入者の負担軽減のため、購入者の手数料が無料となる方法を申込受付時に案内表示すること。なお、購入者の手数料を無料する方法がなく、委託者の負担とする場合は、「委託者負担とする購入者手数料の総額」に計上すること。

オ 払い戻し時は手数料等を含めて購入者に返金できること。（振込手数料を除く）

### 15 サポート体制

受託者は、機器等を使用する場合、10月6日（日）午前6時にサポート対応者を競技会場へ派遣すること。なお、対応人数及び派遣の開始、終了時刻等については双方協議の上、決定する。

### 16 販売進捗状況の報告

受託者は、委託者から本業務の進捗状況（入場券の売上状況等）の報告を求められた場合、速やかに報告すること。また、受託者が入場券の売上状況等を随時確認できるようにすること。

## 17 中止時の払戻

- (1) いかなる理由であれ競技会の中止が決定した場合は、受託者は購入者に対し、中止決定時に既に販売した入場券の払い戻し業務を行うこと。
- (2) 入場開始後、第1試合不成立となった場合、当該日の入場券は、もぎり済みの入場券を含め全て払い戻しをすること。第1試合成立後に中止となった場合は、払い戻しは行わない。なお、払戻し期間等の詳細については、委託者と受託者の双方協議の上、決定する。

## 18 問い合わせ対応

受託者は、競技会が開催されている間、委託者からの質問等に対し、対応できること。

## 19 事故責任

- (1) 受託者は、販売システムに障害が生じた場合の対応について対応フローを作成し、委託者に提出すること。
- (2) 販売システムに障害が生じた場合、早急に復旧すること。
- (3) 受託者は、業務履行中にあたり購入者等からの問い合わせ・苦情・トラブル等が生じた場合は適切に対応すること。また、特別な事項の場合は委託者へ速やかに報告すること。

## 20 禁止事項

受託者は、業務履行に際して次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 実績等の虚偽の報告を委託者にすること。
- (2) 精算前の売上金額を委託者との当該契約以外に使用すること。
- (3) 購入者から委託者に事前に報告している手数料以外の金銭授受をすること。
- (4) その他、委託者が禁止した行為を行うこと。

## 21 委託者の解除権

受託者が、前項に該当した場合、委託者は本委託契約を解除することができる。

## 22 契約方法と委託料

本契約は、下表の項目による単価契約とし、これに項目ごとの取扱い数量を乗じて委託料を算出する。項目ごとに税込及び税抜単価（以下単価）を定め、項目以外の費用について、委託者の負担がないようにすること。税込単価は、税抜単価に100分の110を乗じた金額とする。費用の積算にあたり、金額がかからない項目については、単価の記載は不要とする。

なお、下表の数量については、見込であり、状況によって変動するが、変動した場合も、それぞれの項目で設定した単価は、契約単価と同一金額とする。加えて、金額を単価に採用する場合は、小数点以下の端数の切り捨てを行い、パーセンテージを単価に採用する場合は、小数点第四位以下の端数の切り捨てを行うこと。また、業務終了後の支払いの際に使用する単価は税込単価とする。

No.	項目	単位	数量	備考
1	公演登録料	円	1 公演	1 公演あたり
2	発券用紙代	円	13,915 枚	27,830 枚の 50%
3	座席レイアウト作成費	円	1 式	購入者が座席を選択するためのレイアウト作成経費
4	入場者の把握・集計に係る費用	円	40 台/120 時間	機器を用いる場合 (40 台) 人員を用意する場合 (6 人×20 時間) (※競技初日 11 時間、2 日目 6 時間、3 日目 3 時間を予定)
5	入場者の一時退場・再入場の把握に係る費用	円	40 台/27,830 個	機器を用いる場合 (40 台) リストバンドを使用する場合 (27,830 個)
6	サポート対応経費	円	1 式	機器を使用する場合のサポート対応
7	販売手数料 (600 円の入場券)	% 又は 円	11,689,200 円 又は 19,482 枚	販売予定額 (600 円×19,482 枚) に対する手数料の割合又は、販売枚数 (600 円のチケット : 19,482 枚) 1 枚あたりの手数料金額
8	販売手数料 (300 円の入場券)	% 又は 円	2,504,400 円 又は 8,348 枚	販売予定額 (300 円×8,348 枚) に対する手数料の割合又は、販売枚数 (300 円のチケット : 8,348 枚) 1 枚辺りの手数料金額
9	委託者負担とする購入者手数料の総額	円	13,915 枚	積算は購入者の 50% (13,915 枚) が無料となる方法を選択したものとす。また、払い戻しの際に、追加の費用は発生しないものとする。 (※既に無料となる購入方法がある場合はかかる費用は 0 円とする)
10	払い戻し手数料 (600 円の入場券)	% 又は 円	5,313,000 円 又は 8,855 枚	競技 1 日目が中止となった場合の 600 円のチケットの払い戻し額に対する手数料の割合又は販売枚数 1 枚辺りの手数料金額
11	払い戻し手数料 (300 円の入場券)	% 又は 円	1,138,500 円 又は 3,795 枚	競技 1 日目が中止となった場合の 300 円のチケットの払い戻し額に対する手数料の割合又は販売枚数 1 枚辺りの手数料金額

## 23 報告

受託者は競技会終了後、委託者が指定する日までに業務の履行状況並びに入場券販売代金総額及び委託料（公演登録料、発券用紙代、座席レイアウト作成費、入場者の把握・集計に係る費用、入場者の一時退場・再入場の把握に係る費用、サポート対応経費、販売手数料、委託者負担とする購入者手数料の総額、（払い戻しが発生した場合は）払い戻し手数料）を記載した報告書を委託者に提出すること。

## 24 支払い等

受託者は前項の報告を委託者が確認した後、入場券販売代金を委託者の指定する期日以内に委託者の指定する口座に振込むものとする。振込日が金融機関休業日に該当する場合には、翌営業日を支払日とする。振込手数料は受託者の負担とする。

委託者は受託者の請求に基づき委託料を支払うものとする。ただし、入場券販売代金から委託料を相殺した金額を支払う場合は、別途、委託者と受託者の双方協議のうえ決定する。

## 25 委託内容の譲渡等

受託者は、この契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡、承継させることができない。(再委託の禁止)ただし、委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

## 26 適用

### (1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と受託者の双方協議の上、誠実に履行すること。なお、これに伴う費用については別途協議する。

### (2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる場合は、委託者と十分に協議し業務を遂行すること。

## 27 その他

(1) 受託者は、本業務に関係のある法令、条例及び規則等を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務履行中に知り得た事項を委託者の許可なく公表し、または、利用してはならない。

(3) 委託者は、大会の中止、延期、規模縮小等により必要があると認めたときは、業務の内容を変更し、又は業務を一部中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者の双方協議のうえ定めるものとする。